

# 産業

## 野火焼きは控えてください

市内各地域では、越冬害虫の駆除を目的として冬季に野火焼きが実施されてきましたが、平成23年11月21日付県通知により、野火焼きによる延焼および傷害事故の発生ならびに住民からの苦情、さらには、枯れ草の焼却による放射性物質の飛散を懸念する声が寄せられていることから、県内全域においてあぜ道など枯れ草の焼却(野火焼き)の自粛要請があり、本市でもこの要請を受け市内全域に野火焼きの自粛をお願いしてきました。

今年度も同様の理由により平成24年10月3日付県通知により県内全域において、引き続きあぜ道など枯れ草の焼却(野火焼き)について自粛するよう要請がありました。

市では、昨年度と同様に野火焼きを自粛としますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 問い合わせ

農政課農産園芸係 文 3階  
TEL (23) 8292

## 市内で新たに創業する方へ 大田原市起業再出発支援事業

市では、平成24年4月1日から、中心市街地の活性化およびその他の商店街など地域の振興を図るため、大田原

市起業再出発支援事業補助金を設け、新たに空き店舗に出店する方などを支援しています。商工会議所などを經由して事前協議などの手続きを経ることにより、各地域の活性化に高い波及効果が期待できると判断した事業を採択し、補助金を交付します。

### 補助対象者

昼間の営業を目的とし、物販業、飲食業、サービス業など中心市街地およびその他の商店街など地域に適した業を営む店舗(風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種などを除く)または事務所などを開業などする方で、次の各号のいずれかに該当する方

- ① 対象店舗を開業するため、空き店舗を賃借する方(店舗開業者)
- ② 自ら所有する空き店舗を改修する方(店舗所有者。同一の店舗所有者の同一補助金の交付は、1回に限る)
- ③ 商店街団体などが形成されている区域において10年以上継続している対象店舗(事務所を除く。以下「既存店舗」とい)を営業している方(既存店舗営業者)で、当該店舗を改装および改修する方

※市税などの滞納がない、2年以上営業することが見込まれ1週間あたり4日以上営業する、商工会議所などの会員になることなど、その他の条件もあり

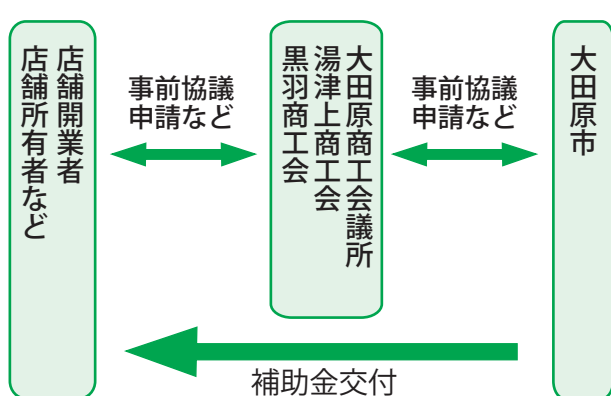
● 補助対象経費など  
補助の対象となる経費および補

対象地域	中心市街地			その他の商店街などの地域		
	店舗開業者	店舗所有者	既存店舗営業者	店舗開業者	店舗所有者	既存店舗営業者
対象経費	空き店舗の改装に要する経費	空き店舗の改修に要する経費	既存店舗の改装・改修に要する経費	空き店舗の改装に要する経費	空き店舗の改修に要する経費	既存店舗の改装・改修に要する経費
補助率	上記経費の1/3	上記経費の1/3	上記経費の1/3	上記経費の1/3	上記経費の1/3	上記経費の1/3
限度額	100万円	100万円	50万円	50万円	50万円	30万円

助率は左表のとおりです。(補助金の額に10000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる)

### ● 申込方法

補助金の交付を受けようとする方は、関係書類を添えて、商工会議所などを經由して商工観光課に事前協議や申請などをします。補助イメージは、次のとおりです。



※これまでの大田原市事業再開奨励金は、大規模小売店舗立地法に定められた基準面積に該当する場合に適用することとしますが、事業開始後1年未満の方については、従前どおり申請を受け付けます。

### 問い合わせ

商工観光課商業振興係 文 2階  
TEL (23) 8709

